

## 高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農林水産省が定める中山間地域等直接支払交付金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知）、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、市町村が行う農業者等へ交付金を交付する事業（以下「交付金事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象経費及び県交付金の額)

第3条 交付金事業の交付対象経費及び交付金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第4条 市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定及び条件)

第5条 知事は、前条の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、別記第2号様式による交付金交付決定通知書により当該市町村長に通知するものとする。

2 市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業に当たっては、中山間地域等直接支払交付金交付要綱、中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用及び高知県補助金等交付規則の規定に従わなければならないこと。
- (2) 交付金事業の執行に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に従わなければならないこと。
- (3) 交付金事業が予定の期間に完了しない場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(交付金の変更承認の申請)

第6条 市町村長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により交付の決定を受けた交付金の額を変更しようとするとき。
  - (2) 第4条の交付金交付申請書の交付対象農用地面積の地目別面積の20パーセントを超える増減が生ずるとき。
- 2 知事は、前項の規定により交付金変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を変更交付することが適当であると認めるときは、変更交付の決定を別記第4号様式による交付金変更交付決定通知書により当該市町村長に通知するものとする。

(交付金の交付の中止又は廃止)

第7条 市町村長は、交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による交付金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 市町村長は、交付金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、別記第6号様式による遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記第7号様式による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(交付金の概算払)

第9条 市町村長は、交付金の概算払の請求をしようとするときは、知事が別に定める日までに、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 市町村長は、交付金事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、別記第8号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

(関係書類の整備等)

第11条 交付金の交付を受けた市町村長は、交付金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、当該証拠書類等を交付金の交付の決定があった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 知事は、交付金に関して必要があると認めるときは、市町村長に対して、報告を求め、又はその職員に帳簿等その他の関係書類を検査させることができる。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 市町村長が、法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 市町村長が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(3) 市町村長が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該交付金が既に市町村長に交付されているときは、市町村長に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第13条 市町村長は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 交付金事業又は交付金の交付を受ける市町村長に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月9日から施行し、平成22年度事業より適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第11条及び第12条及び第14条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行し、平成27年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行し、平成28年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年度事業より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行し、令和4年度事業より適用する。

別表（第3条関係）

交付対象経費及び交付金の額

交付対象経費は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）により市町村が集落協定、個別協定及び交付金の交付に係る取扱いの特例に基づいて交付金を交付する経費とする。

1 交付金の額は、次により算定した額とする。

(1) 協定ごとの取組内容により、交付単価が10割単価又は8割単価の2種類に分かれる。  
なお、交付金の交付に係る取扱いの特例に基づく交付の場合は8割単価とする。

(2) 協定ごとの「地目」・「区分」毎（2 加算措置については、「地目」ごと）の「交付対象農用地面積（㎡）」の合計＝①【平方メートル未満切り捨て】を求める。

なお、交付金の交付に係る取扱いの特例に基づく交付の場合は、令和元年度において実施した「地目」・「区分」毎の面積に0.5を乗じた面積を上限とする【平方メートル未満切り捨て】。

(3) 次の（ア）及び（イ）で協定毎の交付金の額を求める。

ただし、8割単価の協定の場合は単価に0.8を乗じたもので計算する。

ア 通常基準

{①×（単価×1/2）}【1円未満切り捨て】＝②

{①×（単価×1/4）}【1円未満切り捨て】＝③

交付金の額＝②＋③＝④

イ 特認基準

{①×（単価×1/3）}【1円未満切り捨て】＝⑤

{①×（単価×1/3）}【1円未満切り捨て】＝⑥

交付金の額＝⑤＋⑥＝⑦

(4) 市町村への交付額は、上記（3）で求めた④及び⑦の合計額

付表1 1平方メートル当たりの交付単価（円/㎡）

地目	区分	単価
田	急傾斜	21
	小区画・不整形	8
	緩傾斜	8
	高齢化・耕作放棄率	8
畑	急傾斜	11.5
	緩傾斜	3.5
	高齢化・耕作放棄率	3.5
草地	急傾斜	10.5
	緩傾斜	3
	高齢化・耕作放棄率	3
	草地比率の高い草地	1.5
採草放牧地	急傾斜	1
	緩傾斜	0.3

## 2 加算措置

### (1) 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算（集落協定の活動において、棚田地域振興法第10条の認定棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、当該計画に係る協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地（以下「棚田地域振興農地」という。）について、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に、棚田地域振興農地の面積に応じて加算されるものをいう。）の1平方メートル当たりの交付単価。

付表2 棚田地域振興活動加算の交付単価（円/㎡）

地目	区分	単価
田	急傾斜	10.0
	超急傾斜	14.0
畑	急傾斜	10.0
	超急傾斜	14.0

注1：棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算及び生産性向上加算のいずれの加算についても交付を行わないものとする。

注2：棚田地域振興農地のうち、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地については、超急傾斜の単価とする。

### (2) 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算（集落協定又は個別協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、協定農用地内の勾配が田で1/10以上、畑で20度以上である農地（以下「超急傾斜農地」という。）の保全等の取組を行う場合に、超急傾斜農地の面積に応じて加算される額）の1平方メートル当たりの交付単価。

付表3 超急傾斜農地保全管理加算の交付単価（円/㎡）

地目	単価
田	6.0
畑	6.0

注1：超急傾斜農地保全管理加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

### (3) 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結して、農村振興局長が別に定めるところにより、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合（単年度に限る）、又は、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の1平方メートル当たりの交付単価。

付表4 集落協定広域化加算の交付単価（円/㎡）

地目	単価
田	3.0
畑	3.0
草地	3.0
採草放牧地	3.0

注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

#### (4) 集落機能強化加算

集落機能強化加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の1平方メートル当たりの交付単価。

付表5 集落機能強化加算の交付単価（円/㎡）

地目	単価
田	3.0
畑	3.0
草地	3.0
採草放牧地	3.0

注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注2：集落機能強化加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

#### (5) 生産性向上加算

生産性向上加算（集落協定の活動において、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して加算措置に取り組んだ場合には当該変更年度）から令和6年度までの間に、農村振興局長が別に定めるところにより、農業生産性の向上を図る取組を行う場合に、当該協定農用地の全てに加算されるものをいう。）の1平方メートル当たりの交付単価。

付表6 生産性向上加算の交付単価（円/㎡）

地目	単価
田	3.0
畑	3.0
草地	3.0
採草放牧地	3.0

注1：1協定当たりの加算額は、200万円/年を上限とする。

注2：生産性向上加算の交付を受ける農用地については、同一農用地を対象として棚田地域振興活動加算の交付を行わないものとする。

#### (6) 単価の減額措置

同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決定するとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、交付単価は、付表中の単価から1.0を減じた額とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付申請書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 交付金対象農用地面積等（予定）

別紙のとおり

（注）別添内訳表も添付してください。

4 事業完了予定年月日

5 高知県中山間地域等直接支払交付金の収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
県交付金					
市町村費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
通常地域					
特認地域					
計					





2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、㎡、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入  
個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	都道府県費	市町村費	計
通常基準			
8 法内特認			
8 法外特認			
計			

令和 年度中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書

市町村長 様

令和 年 月 日付け 第 号により申請のありました令和  
年度高知県中山間地域等直接支払交付金については、下記のとおり交付するこ  
とに決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の交付決定額 金 円
- 2 交付の決定にあたっての条件

第3号様式（第6条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払交付金変更承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払交付金について、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり変更し〔金 円  
の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請します。

（注）金額の変更のない場合は、〔 〕の部分を除いてください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注）記入事項については、別記第1号様式に準じます。この場合において、交付金の交付の決定に関する内容及び変更後の内容を比較対照することができるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ変更前を上段に括弧書きで記入してください。

第 号

令和 年度中山間地域等直接支払交付金変更交付決定通知書

市町村長 様

令和 年 月 日付け 第 号により変更承認申請のありました令和 年度高知県中山間地域等直接支払交付金については、申請のとおりこれを承認し、交付決定通知の記の一部を下記のとおり変更することに決定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 交付金の変更交付決定額 金 円
- 2 交付の決定にあたっての条件

第 5 号様式（第 7 条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払交付金中止（廃止）承認申請書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり中止（廃止）したいので、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 7 条の規定により申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

第 6 号様式（第 8 条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払交付金遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払交付金について、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付金事業の遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
通常基準				
特認基準				
合 計				

(注) 1 「出来高」欄は、支払済額を記載してください。

2 「進捗度」欄は、小数点第 2 位を切り捨ててください。

第7号様式（第9条関係）

令和 年度高知県中山間地域等直接支払交付金概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県中山間地域等直接支払交付金について、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく請求します。

なお、交付決定に際して付された交付条件については、異存はありません。

記

1 請求金額の内訳

令和〇〇年〇月〇日現在

区 分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残 高 ①-(②+③)	備考
			金 額	〇月〇日まで 予定出来高		
(1)通常基準	円	円	円	%	円	
(2)特認基準						

(注) 1 「交付決定額」欄は、直近の(変更後の)交付決定額を記載してください。

2 「出来高」欄は、小数点第2位を切り捨ててください。

2 事業遂行状況

令和〇〇年〇月〇日現在

区 分	計 画 A	出 来 高 B	進 捗 度 B / A	備 考
通常基準				
特認基準				
合 計				

(注) 1 「出来高」欄は、支払済額を記載してください。

2 「進捗度」欄は、小数点第2位を切り捨ててください。



第 8 号様式（第 1 0 条関係）

令和 年度中山間地域等直接支払交付金実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号により交付の決定通知（及び令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で変更通知）がありました高知県中山間地域等直接支払交付金について、下記のとおり実施しましたので、高知県中山間地域等直接支払交付金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり、その実績を報告します。

（注） 1 の（2）から 3 までについて、実績と申請とが異なる部分についてのみ申請の値を上段に括弧書きしてください。

記

1 交付金対象農用地面積等（実績）

別紙のとおり

（注）別添内訳表も添付してください。

2 事業完了年月日

3 高知県中山間地域等直接支払交付金の収支予算（実績）

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
県交付金	円	円	円	円	
市町村費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減額		備考
			増	減	
通常地域	円	円	円	円	
特認地域					
計					

4 集落協定における直接支払交付金の使用実績

交付総額	共同取組活動分		農業者等	
	金額	割合	金額	割合
円	円	%	円	%

(注) 「割合」欄については、小数点第2位を四捨五入してください。

5 添付書類

交付金支払調書



2 集落協定及び個別協定の締結状況

(単位：件、戸、㎡、円)

区 分	協定締結数	参加農家数	交付農用地 面積	交 付 額
集落協定				
個別協定				
計				

注) 集落協定の参加農家数は、協定に参加している延べ農家数を記入  
 個別協定の参加農家数は協定認定者数を記入

3 負担割合

(単位：円)

区 分	都道府県費	市町村費	計
通常基準			
8 法内特認			
8 法外特認			
計			





